

内閣総理大臣
安倍 晋三 様

一般社団法人 全国保育連盟 第三回提言

第48回衆議院選挙が行われ、自由民主党・公明党の与党が2/3を越える議席を獲得し施策を推進する政府に大きな国民の期待が寄せられました。なかでも消費税の一部を子育て支援に使う方針が支持されました。

輝く「一億総活躍時代」「人生100年時代」を迎えるには女性が活躍出来る社会を構築しなければなりません。

私たちは、政府が掲げる社会づくりのために待機児童問題を解消し、幼児・児童教育の充実・発展のために全力を尽くします。そして社会最大の問題である少子化対策へと貢献してまいります。

どうか私たち現場からの声を取り上げて頂き、早急に明るい未来の国づくりに、お役立てください。

1. 国の将来ビジョンを明確に

「子どもたちが日本の将来そのものである」という認識のもと国として社会のすすむべき将来ビジョンを示して頂く事を提言致します。

最近の新聞報道では、財務省当局が認可保育所の運営費を減らす判断をしたとありますが、保育士の処遇改善の進捗も遅れている中で、「現段階で議論する内容ではない」と、保育事業者の一致した意見です。現段階で運営費を減らして財政のやりくりをする段階ではありません。

子ども達が日本の将来そのものです。

日本国としてのあるべき姿、将来ビジョンを明確にして頂き、保育士処遇を小学校教員並みに、又0歳～15歳までの保護者の負担を無償にし、安心して産み育て、就業できる社会を実現するべく国としてのビジョンを示して頂く事を、お願い申し上げます。

2. 待機児童問題解消のため、国と基礎自治体の連携強化を

国が示している制度適用を、全基礎自治体が実施するシステム作りを提言致します。

待機児童対策として、内閣府が推進する施策については、基礎自治体との連携を早急に図る必要があります。

事業所内保育所と基礎自治体の認可保育園の設置とのバランスを考え、地域枠の設定や、小規模保育所の認可とともに、国と基礎自治体が協議して、一元的に保育施策を推進すべきです。事業所内保育所の地域枠及び小規模認可の推進を行った結果、3歳児の受け入れ先問題が生じています。

近年、建築費の高止まり傾向もあり、施設整備に関する投資額は新築の場合においては事業者の負担が増える傾向です。東京都においては平成26年より平成29年度末までに待機児童の解消を目標にしており、認可保育園新設整備補助金は「多様な主体」

として株式会社の場合においても、社会福祉法人同様の建築費・内装費整備補助金が認められています。

これらの状況を鑑み、東京都同様の待機児童対策を国が全ての基礎自治体に指導する制度適用を拒否されない仕組みの創設を提言致します。財政問題が生じるのであれば、各基礎自治体で量の調整を判断して頂き、公平性は貫いて頂きたいと考えます。

加えて、少なくとも待機児童解消のために国と全国の基礎自治体は事業所内保育所の設置についても連携して頂きたいと提言致します。また、施設整備補助金については、その適用範囲を「多様な主体」に広がっていない基礎自治体に対して、国がその理由を把握して頂きたいと考えます。そのヒアリング結果をもとに、国が指導する制度適用を全基礎自治体が実施する制度設計の作成を、お願い申し上げます。

3. リスク管理に係る、園ごとの人件費の補助金増額を

安心・安全な保育所運営に必要な事務人件費の補助金適応を提言致します。

「多様な主体」が認められる自治体が増えることで、子育て支援事業者において複数の施設を運営する事業者は年々増え続けております。こどもの命を預かる保育事業者にとりましては、年々施設数が増えれば安心・安全を確保し質を向上させるために緊張度は増し、事業リスクも高まってまいります。年々高まる保育園での事故リスクに対応するためには施設単位だけでは対応が不十分で、ICTを活用した園児の見守り及び事故事例の情報共有、事故を未然に防ぐための職員巡回など各保育事業者が本部機能を充実させて安心・安全な保育所運営を行う社会的使命を負っています。

しかしながら現在の補助金体系は、現場施設及び保育要員に対するものに限定されており、それらを支える本部機能に対するコストは事業者の全額負担となっております。この問題解決のために、園単位の事務人件費負担増に相応する補助金適応をお願い申し上げます。

4. 「多様な主体」に応じて、会計基準の設置を

それぞれの企業形態に適した会計基準導入を、保育事業展開計画促進のために提言致します。

運営費の使途制限のことで資金の柔軟な運用ができるようにしなければ次の事業展開への計画ができないという点及び、運営費の使途制限等、社会福祉法人会計基準でなければ資金の柔軟な運用ができず、次の事業展開への計画ができないという問題があります。

現在「多様な主体」による保育所運営が進んでいるにも関わらず、それぞれの会計基準に対応した運用に関する指針がありません。

保育所の運営に要する費用については、「子ども・子育て支援法附則 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号）により使途範囲が定められているところです。しかし、運用についての記載が社会福祉法人会計を基準としており、企業会計処理を行っている事業者にとっては別の会計基準に従って会計処理をする為、経営実態の分析が難しくなっています。

「多様な主体」の事業展開への計画促進のために、それぞれの法人に適用する会計基準導入をお願い申し上げます。

5. 認可審査における、財務内容の判断基準の見直しを

保育事業へ新規参入企業の初園経営における、財務内容判断基準の見直しを提言致します。

保育事業への新規参入企業にとって、開設時の赤字が高いハードルとなっており、ます。設立初年度は認可申請・施設整備（自費整備）・備品購入等、開園準備の年度になります。収入はなく開園に伴う経費が発生する上、入園定員割れのために初年度は大きな赤字が出ます。又、次年度は減価償却費計上等により赤字となるリスクを負う事となります。

基礎自治体によって差はありますが、事業者が2～3年以上連続して損失を計上している場合には、「財務内容が適正である」にあたらないとされ、認可の審査基準を満たない判断となります。これでは新園の展開はストップしてしまいます。

以上のように、保育園経営の適正な財務状況提供には3年以上は必要となります。

当該新規参入企業の親会社が健全な財務内容を維持している場合、開設5年間は親会社と連結財務会計を認める等、標記の判断基準の見直しをお願い申し上げます。

6. 保育に関わる人材に、多様な働き方の機会を

短時間勤務を希望する保育士等の配置を補助金対象として認めていただけるよう提言致します。

保育所の定員拡充とともに、処遇改善などの形で保育人材の確保策が打ち出されています。しかしながら、他方で潜在保育士数は年々増え続けている現状もあります。処遇以外の対策として施設長や主任、調理員も含めた保育に携わるすべての職員の体制整備に係る補助金制度が見直されるべきだと考えます。

保育所における職員配置のうち最低基準上の定数の一部について短時間勤務（1日6時間未満又は月20日勤務未満）の保育士を充てて差し支えないものとされています。しかし、常勤の保育士が各組や各グループに1名以上配置されていることが条件となっているため、育児・介護・年齢などを理由に退職または休職した者が短時間勤務の保育士として勤務することには制約があります。また、現場保育士以外の施設長、主任、調理員については短時間勤務者の配置が認められていません。さらには、基礎自治体は独自の基準を設けており、短時間勤務者が補助金対象とならない例が多く見られます。

待機児童解消のために保育人材の確保が求められる中で、より多くの潜在保育士に現場復帰してもらうために、保育に関わる人材に多様な働き方の機会を認め、短時間勤務職員を補助金対象とする見直しをお願い申し上げます。

7. 認可・認可外問わず、格差のない処遇改善補助を

認可・認可外問わず格差のない処遇改善補助を提言致します。

企業主導型ではない、従来から待機児童解消機能の一端を担っている事業所内保育所（院内保育所）は補助対象外となっており、企業主導型や認可保育所との格差が拡大しています。

近年の保育士不足による種々保育所新設及び運営の困窮原因のひとつは「認可＞認可外の給与格差」があります。

そのことで、人員流出が起これ、人材の安定確保のために給与条件の過当競争により事業そのものの継続が危ぶまれ、また保育の継続性、安全な保育環境の悪化を招き、利用者の利益も損なうという国の本来の目的とは逆行する現象が各地域で起こっていることです。

さらに、企業主導型補助制度の認知も高まり、施設そのものの拡充は活性していく傾向にあると思いますが、反面、実感として「保育人員の確保への懸念」により、二の足を踏む事業所や拡張を抑制する保育事業者も存在しているように思います。

国の施策の本来目的を援けるには、「認可・認可外問わず格差のない処遇改善補助」が絶対に必要であり、それがかなえば運営事業者が積極的に人員確保への対策が打て、双方課題の解決に向かうはずです。「認可・認可外問わず格差のない処遇改善補助」をお願い申し上げます。

【放課後児童健全育成事業】

8. 基礎自治体の実態把握と連携を

国が推進する施策を基礎自治体の実施できるように、実施可否に関する調査・指導の仕組み作りを提言致します。

国が推進する事業を、基礎自治体が実施できていない現状が見受けられます。

「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」等の多くの施策を提示いただいておりますが、基礎自治体が運営事業者に対し、運営を業務委託している場合、年間の委託料総額のみを提示することとなります。ただし、その内訳は開示されず、国の施策が反映されているのか不明瞭であります。さらに、国が推進する新しい施策は運営事業者への説明がなく、前年度と同額の委託料とすることや削減を指導されることがあります。

どのような施策があるのかを一覧にし、各基礎自治体への説明と実施を求め、運営事業者への具体的周知を行うよう、指導をしていただきますようお願い申し上げます。

9. 放課後児童支援員の人件費補助の底上げを

保育士の確保は不足している現状があり、保育施設の待機数が、そのまま放課後児童クラブの待機数となります。人材確保が急務となる事から人件費補助の底上げを提言します。

運営事業者はさまざまな雇用形態で人材を採用・確保しております。安定的な運用、確実な人材確保や雇用促進の一環として、正規雇用（正社員）での採用を増やしていくことが増えております。

その為、現状の補助額では不足しており、放課後児童支援員を保育士や教員同等の国の定める資格・職種とし、保育士同様の公定価格を策定することで、人件費補助の底上げをしていただきますようお願い申し上げます。

平成29年12月22日

一般社団法人 全国保育連盟

理事長 荻田 和宏



別添資料

5、認可審査における財務内容の判断基準の見直しを

「直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を含む当該主体全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上している場合若しくは直近の2年連続して損失を計上している場合又は法人及びその代表者等が公租公課を滞納している場合は、少なくとも財務内容が適正であることには当たらないこと。」-某市民間保育所設置認可・確認等要綱（審査基準）より抜粋-